

呉市水道局請負工事成績評定活用要領

財務課

(目的)

第1条 この要領は、呉市水道局請負工事成績評定要領（平成18年4月1日実施）の規定に基づいて評定した工事検査成績評定点（以下「評定点」という。）に係る措置について、必要な事項を定めるものとする。

(平均点の算出)

第2条 呉市水道局発注の請負工事（以下「局発注工事」という。）における評定点に基づき、次のとおり平均点の算出を行う。

- (1) 前年度の評定点の平均点を業種ごとに算出する。
- (2) 前号の算出に当たり、入札参加条件において複数の業種を対象として発注された工事に係る評定点は、当該複数の業種について入札参加資格を認定されている者が請け負った場合に限り、当該全ての業種に付与されるものとする。

(措置内容)

第3条 前条により算出した評定点の平均点が別表1左欄に該当する者に対し、次の措置を行う。

- (1) 別表1右欄に定める期間（以下「入札参加等制限期間」という。）において、局発注工事のうち当該業種の登録が入札参加条件となる一般競争入札に参加できないものとするとともに、指名競争入札の指名業者にも選定しないものとする。
- (2) 入札参加等制限期間中は当該業種の局発注工事について、随意契約の相手方及び下請負人になることができないものとする。

(平均点算出時の特例措置)

第4条 平均点の算出に当たり、局の指名停止措置を受けたことにより減点された評定点については、減点前の評定点をもって算出するものとする。

(優良業者)

第5条 局発注工事の評定点が別表2に掲げる項目すべてに該当し、特に優秀と認められる者については、管理者が表彰し、公表するものとする。

(実施時期)

第6条 この要領に定める措置は、平成22年度の評定点に基づき平成23年4月1日から実施するものとする。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

別表1

前年度における工事検査成績評定点の平均点	入札参加等制限期間
55点以上60点未満	1か月(5月1日から5月31日まで)
50点以上55点未満	3か月(5月1日から7月31日まで)
50点未満	6か月(5月1日から10月31日まで)

別表2

前年度における各工事の工事検査成績評定点	75点以上
前年度における工事検査成績評定点の平均点	80点以上